解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年七月二十三日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月二十一日

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町市屋一〇五八

財団法人和歌山県国民年金福祉協会

清算人　山田　昌治

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十一年十月一日大分市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月二十一日

大分市賀来南二丁目一番一号

大分市賀来西土地区画整理組合

代表清算人　渕野　文生

第十期決算公告

平成二十一年七月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部	
流動資産	一七六、〇二三
固定資産	三〇、三三〇
合計	二〇六、三五三
負債及び純資産の部	
流動負債	七、〇二一
固定負債	三、〇六二
株主資本	一九六、二七〇
資本金	一〇、〇〇〇
利益剰余金	一八六、二七〇
利益準備金	二、五〇〇
その他利益剰余金	一八三、七七〇
（当期純利益）	（一四、四〇八）
合計	二〇六、三五三

平成二十一年九月十八日

東京都中央区日本橋小網町一八番四号

株式会社アルファディービー

代表取締役　荒川　正博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市宮城野区原町五丁目一一七番地の五、最後の住所仙台市青葉区小松島新堤七番一号シオンの園　被相続人　亡　山田みつ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月二十一日

仙台市青葉区一番町二丁目一〇番二六―四〇六号旭開発ビル四階

相続財産管理人　弁護士　中谷　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県相馬郡大野村小野字中平六九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　菊地　角治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十一日

福島県南相馬市原町区大木戸字八方内一五四番地の一サンハイツワタナベ一〇五号

相続財産管理人　佐藤　政仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島市岡部字當木前五八番地、最後の住所福島市岡部字当木前五八番地

被相続人　亡　大槻　孝雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十一日

福島市五老内町六番二六号米肥ビル三階

相続財産管理人　佐藤　初美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県三方郡美浜町南市第一一号一五番地、最後の住所福井県三方郡美浜町河原市第三一号一番地の五三

被相続人　亡　下本　景清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十一日

福井県敦賀市鋳物師町四番八号

相続財産管理人　弁護士　髙辻　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県美濃加茂市森山町三丁目一四三番地六、最後の住所岐阜県美濃加茂市森山町三丁目一二番九号　被相続人　亡　福田富志美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十一日

事務所岐阜県可児市広見一丁目三四番の一

三洋堂可児ビル一階法テラス可児法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山内沙絵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市東区白壁五丁目六番地、最後の住所三重県四日市市小古曽五丁目一番一三号　被相続人　亡　堀田　二郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十一日

三重県津市丸之内三四番五号

相続財産管理人　増井　正人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市長田区東尻池町一丁目三一番地、最後の住所山口県下松市大字東豊井一〇〇九番地　被相続人　亡　荒川　孝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十一日

山口県下松市大字西豊井九一五―一ＹＫビル三〇二号下松法律事務所

相続財産管理人　弁護士　沖本　浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県美馬郡美馬町字驛六十一番地、最後の住所徳島県徳島市出来島本町二丁目十五番地一　被相続人　亡　冨永　求

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十一日

徳島県徳島市南昭和町四丁目九十二番地六十三、事務所所在地徳島県徳島市出来島本町一丁目四十五番地四

相続財産管理人　原　庚範

第43期　決算公告

平成21年10月21日　山口県下関市幡生宮の下町24番13号

株式会社平山

代表取締役　平山　善一

貸借対照表の要旨　（平成21年6月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,126,099	流動負債	959,293
固定資産	262,183	固定負債	568,843
有形固定資産	67,648	株主資本	856,869
無形固定資産	9,145	資本金	99,800
投資その他の資産	185,390	資本剰余金	16,200
		その他資本剰余金	16,200
		利益剰余金	740,869
		利益準備金	14,870
		その他利益剰余金	725,999
		評価・換算差額等	4
		その他有価証券評価差額金	4
		新株予約権	3,273
資産合計	2,388,282	負債・純資産合計	2,388,282

（注）当期純利益　31,100千円

第7期決算公告

平成21年10月21日

兵庫県加古郡稲美町六分一　1184番地の3

株式会社エム・ライズ

代表取締役　向山　義彦

貸借対照表の要旨　（平成21年3月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	85,155	流動負債	136,829
固定資産	87,126	固定負債	196,529
有形固定資産	57,735	株主資本	△160,594
無形固定資産	76	資本金	13,000
投資その他の資産	29,315	利益剰余金	△173,593
繰延資産	483	利益準備金	—
		その他利益剰余金	△173,593
		（うち当期純損失）	（173,958）
資産合計	172,764	負債・純資産合計	172,764